

(R6.3修正) 新潟市地域防災計画【資料編】修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
1	16 新潟市自主防災組織助成要綱	95		別添13のとおり	要綱改正に伴う差し替え
2	結成助成対象防災用品一覧表	101		別添14のとおり	要綱改正に伴う差し替え
3	17 災害時応援協定一覧	120 ～ 124		別添15のとおり	新規締結分を反映
4	17 災害時応援協定一覧	121	一般社団法人新潟県下水道管路維持改築協会	一般社団法人新潟県下水道(削除)維持改築協会	記載誤り
5	表2-1-10-1 デジタル防災行政無線の整備	145		別添16のとおり	防災行政無線(地域防災系)廃止のため
6	表2-1-10-3 消防無線	146	消防無線 陸上移動局 「消防局」欄 消防車載用 <u>9局</u>	消防無線 陸上移動局 「消防局」欄 消防車載用 <u>10局</u>	消防車載用陸上移動局の「南化学1」が、南消防署から消防局に常置場所を変更したため。
7	表2-1-10-3 消防無線	146	消防無線 陸上移動局 「消防局」欄 移動局計 <u>75局</u> (28局)	消防無線 陸上移動局 「消防局」欄 移動局計 <u>76局</u> (28局)	消防車載用陸上移動局の局数変更により、合計を修正したもの。
8	表2-1-10-3 消防無線	146	消防無線 陸上移動局 「南消防署」欄 消防車載用 <u>10局</u> (1局)	消防無線 陸上移動局 「南消防署」欄 消防車載用 <u>9局</u> (1局)	消防車載用陸上移動局の「南化学1」が、南消防署から消防局に常置場所を変更したため。
9	表2-1-10-3 消防無線	146	消防無線 陸上移動局 「南消防署」欄 移動局計 <u>42局</u> (20局)	消防無線 陸上移動局 「南消防署」欄 移動局計 <u>41局</u> (20局)	消防車載用陸上移動局の局数変更により、合計を修正したもの。
10	表2-1-11-1 新潟市消防局現勢分布	149		別添17のとおり	時点更新
11	表2-1-11-2 新潟市消防団現勢分布	150		別添18のとおり	時点更新
12	表2-1-12-1 類別危険物製造所等施設数状況	154		別添19のとおり	時点修正
13	備蓄品目・目標数量	157	備蓄品目・目標数量 携帯トイレ <u>693,000</u>	備蓄品目・目標数量 携帯トイレ <u>621,000</u>	時点修正
14	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	159 ～ 181		別添20のとおり	施設の改廃に伴う一覧の更新

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
15	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	165		施設種別 <u>保育所・認定こども園等</u> 名称 <u>東中野山ひまわりクラブ第4</u> 所在地 <u>新潟市東区猿ヶ馬場9番地</u>	新規追加
16	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	165	アートキャンプ <u>えるも</u>	アートキャンプ <u>いすか</u>	名称変更
17	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	170	桜ヶ丘ひまわりクラブ第2 新潟市中央区姥ヶ山6丁目 <u>6番25号</u>	桜ヶ丘ひまわりクラブ第2 新潟市中央区姥ヶ山6丁目 <u>1番21号</u>	住所変更
18	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	170	施設種別 <u>保育所・認定こども園等</u> 名称 <u>桜ヶ丘ひまわりクラブ第4</u> 所在地 <u>新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号</u>	<u>(削除)</u>	施設廃止
19	表2-1-17-1 指定避難所・指定緊急避難場所 一覧	184	<u>豊栄南小学校</u>	<u>(削除)</u>	R6.3.31閉校により削除
20	表2-1-17-1	191	<u>山潟会館</u>	<u>(削除)</u>	閉鎖により削除
21	表2-1-17-1	193		罫線の修正	罫線が消えているため
22	表2-1-17-1 江南区 一時避難 場所	195		施設名 <u>天野水防センター</u> 所在地 <u>天野地先</u> 指定緊急避難場所 受入可能人数 <u>202</u> 地震 ○ 洪水 ○ 土砂災害 = 津波 =	新規指定のため
23	表2-1-17-1 指定避難 所・指定緊急避難場所一覧	196	<u>市ノ瀬幼稚園</u> <u>(補)新金沢保育園</u>	<u>(削除)</u>	R6年3月31日閉園による指定解除

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
24	表2-1-17-2	210	豊栄南小学校	(削除)	R6.3.31閉校による指定解除
25	表2-1-17-2	217	山潟会館	(削除)	閉鎖による削除
26	表2-1-17-2	221 ～ 222		「天野水防センター」の追加	新規指定のため
27	表2-1-17-2 避難場所等の河川別避難可否	223	市ノ瀬幼稚園 (補)新金沢保育園	(削除)	R6年3月31日閉園による指定解除
28	表2-1-17-3	236 ～ 239		別添21のとおり	新潟市立東・西特別支援学校を指定福祉避難所として別途記載する必要があるため。
29	表2-2-3-1 表2-3-4-1	246		別添22のとおり	時点修正
30	表2-4-1-1	256 ～ 261		別添23のとおり	新規締結分を反映
31	表3-1-2-1	266	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 大雨特別警報 災害が発生又は切迫している状況で あり 、命の危険が 迫っている ため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 大雨特別警報 災害が発生又は切迫している状況で (削除) 、命の危険が (削除)ある ため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	文言修正
32	表3-1-2-1	267	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮特別警報 危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮特別警報 危険な場所から 避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。	文言修正
33	表3-1-2-1	267	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 大雨警報 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は 危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 大雨警報 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が 危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。	文言修正

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
34	表3-1-2-1	267	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 洪水警報 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 洪水警報 高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	文言修正
35	表3-1-2-1	267	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮警報 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮警報 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	文言修正
36	表3-1-2-1	268	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮注意報 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 高潮注意報 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	文言修正
37	表3-1-2-1	268	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 融雪注意報 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類 融雪注意報 具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるときに発表される。	文言修正
38	表3-1-2-1	268	※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。	※土砂崩れ警報・注意報及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。	気象業務法施行令改正（令和5年11月30日施行）により、「地面現象警報」「地面現象注意報」は「土砂崩れ警報」「土砂崩れ注意報」に変更されたため。

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
39	表3-1-2-1	270	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 流域雨量指数基準</p> <p>新井郷川流域=26.8, 派川加治川流域=4.3, 新発田川流域=8.3, 駒林川流域=9.5, 大通川(北区)流域=8, 早出川流域=35.6, 新川流域=17.8, 栗ノ木川流域=14.2, 西川(西区)流域=14, 小阿賀野川流域=10.6, 東大通川流域=8, 西川(西区、西蒲区)流域=10.4, 大通川(西蒲区)流域=5.8, 通船川流域=7.4, 能代川流域=24.4, 五社川流域=8, 矢川流域=6.6</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 流域雨量指数基準</p> <p>新井郷川流域=26.8, 派川加治川流域=4.4, 新発田川流域=8.3, 駒林川流域=9.5, 大通川(北区)流域=8, 早出川流域=35.2, 新川流域=17.4, 栗ノ木川流域=14.2, 西川(西区)流域=14, 小阿賀野川流域=10.4, 東大通川流域=7.8, 西川(西区、西蒲区)流域=10.2, 大通川(西蒲区)流域=5.8, 通船川流域=7.4, 能代川流域=24.4, 五社川流域=8, 矢川流域=6.4</p>	基準見直しのため
40	表3-1-2-1	270	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 複合基準</p> <p>阿賀野川流域=(8, 81.2), 新井郷川流域=(6, 24.1), 新発田川流域=(6, 7.4), 大通川(北区)流域=(6, 6.9), 信濃川流域=(6, 98.2), 栗ノ木川流域=(6, 9.2), 中ノ口川流域=(6, 10.8)</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 複合基準</p> <p>阿賀野川流域=(8, 81.1), 新井郷川流域=(6, 24.1), 新発田川流域=(6, 7.4), 大通川(北区)流域=(6, 6.9), 信濃川流域=(6, 98.9), 栗ノ木川流域=(6, 9.2), 中ノ口川流域=(6, 10.8), 矢川流域=(14, 4.5)</p>	基準見直しのため
41	表3-1-2-1	270	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 指定河川洪水予報による基準</p> <p>阿賀野川[馬下・満願寺(右岸)・満願寺(左岸)], 信濃川下流・中ノ口川[尾崎・保明新田・帝石橋・道金・白根橋]</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水警報 指定河川洪水予報による基準</p> <p>阿賀野川[馬下・満願寺(削除)], 信濃川下流・中ノ口川[尾崎・保明新田・帝石橋・道金・白根橋]</p>	基準見直しのため
42	表3-1-2-1	270	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 流域雨量指数基準</p> <p>新井郷川流域=21.4, 派川加治川流域=3.4, 新発田川流域=6.6, 駒林川流域=7.6, 大通川(北区)流域=6.4, 早出川流域=28.4, 新川流域=14.2, 栗ノ木川流域=11.3, 西川(西区)流域=11.2, 小阿賀野川流域=8.4, 東大通川流域=6.4, 西川(西区、西蒲区)流域=8.3, 大通川(西蒲区)流域=4.6, 通船川流域=5.9, 能代川流域=19.5, 五社川流域=6.4, 矢川流域=5.2</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 流域雨量指数基準</p> <p>新井郷川流域=21.4, 派川加治川流域=3.5, 新発田川流域=6.6, 駒林川流域=7.6, 大通川(北区)流域=6.4, 早出川流域=28.1, 新川流域=13.9, 栗ノ木川流域=11.3, 西川(西区)流域=11.2, 小阿賀野川流域=8.3, 東大通川流域=6.2, 西川(西区、西蒲区)流域=8.1, 大通川(西蒲区)流域=4.6, 通船川流域=5.9, 能代川流域=19.5, 五社川流域=6.4, 矢川流域=5.1</p>	基準見直しのため

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
43	表3-1-2-1	270	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 複合基準</p> <p>阿賀野川流域= (6, <u>68.5</u>), 新井郷川流域= (5, 21.4), 派川加治川流域= (6, 2.7), 新発田川流域= (6, 5.3), 大通川(北区)流域= (6, 5.1), 信濃川流域= (5, 48.5), 新川流域= (6, <u>11.4</u>), 栗ノ木川流域= (5, 6.9), 西川(西区)流域= (5, 8), 中ノ口川流域= (5, <u>9.6</u>), 東大通川流域= (5, <u>6.4</u>), 西川(西区、西蒲区)流域= (6, <u>6.6</u>), 大通川(西蒲区)流域= (6, 3.7), 矢川流域= (7, <u>5.2</u>)</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 複合基準</p> <p>阿賀野川流域= (6, <u>72</u>), 新井郷川流域= (5, 21.4), 派川加治川流域= (6, 2.7), 新発田川流域= (6, 5.3), 大通川(北区)流域= (6, 5.1), 信濃川流域= (5, 48.5), 新川流域= (6, <u>11.1</u>), 栗ノ木川流域= (5, 6.9), 西川(西区)流域= (5, 8), 中ノ口川流域= (5, <u>9.3</u>), 東大通川流域= (5, <u>6.2</u>), 西川(西区、西蒲区)流域= (6, <u>6.5</u>), 大通川(西蒲区)流域= (6, 3.7), 矢川流域= (7, <u>4.1</u>)</p>	基準見直しのため
44	表3-1-2-1	271	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 指定河川洪水予報による基準</p> <p>阿賀野川[馬下・満願寺(<u>右岸</u>)・満願寺(<u>左岸</u>)], 信濃川下流・中ノ口川[保明新田・帝石橋・道金・白根橋]</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 洪水注意報 指定河川洪水予報による基準</p> <p>阿賀野川[馬下・満願寺(<u>削除</u>)], 信濃川下流・中ノ口川[保明新田・帝石橋・道金・白根橋]</p>	基準見直しのため
45	表3-1-2-1	271	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準</p> <p>資料：新潟地方気象台 (<u>令和4年11月24日現在</u>)</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準</p> <p>資料：新潟地方気象台 (<u>令和5年6月8日現在</u>)</p>	時点修正
46	表3-1-2-1	272	<p>7 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、</p>	<p>7 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を警戒を呼びかけられる場合や、</p>	気象庁としての説明文の適正化

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
47	表3-1-2-1	272	<p>7 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</p> <p><u>雨を要因とする</u>特別警報が発表されたときには、<u>その後速やかに</u>その内容を補足する<u>ため</u>「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で振り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	<p>7 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</p> <p><u>大雨</u>特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が<u>速やかに</u>発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で振り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u></p>	文言修正
48	表3-1-2-1	272	<p>8 土砂災害警戒情報</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル</p> <p>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>8 土砂災害警戒情報</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル</p> <p>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>	気象庁としての説明文の適正化
49	表3-1-2-1	273	<p>9 記録的短時間大雨情報</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、</p>	<p>9 記録的短時間大雨情報</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、</p>	文言修正

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
50	表3-1-2-1	273	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫発生情報</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険が迫っているため</u>直ちに身の安全を確保する必要がある<u>ことを示す</u>警戒レベル5に相当。</p>	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫発生情報</p> <p>災害がすでに発生している状況で、<u>命の危険があり</u>、直ちに身の安全を確保する必要がある<u>とされる</u>警戒レベル5に相当。</p>	文言修正
51	表3-1-2-1	273	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫危険情報</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>に対する</u>対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫危険情報</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>ときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>への</u>対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>	文言修正
52	表3-1-2-1	273	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫警戒情報</p> <p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>	<p>11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p> <p>氾濫警戒情報</p> <p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等<u>が</u>危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>	文言修正
53	表3-1-2-1	274	<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>■ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>	<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要</p> <p>■ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>	気象庁としての説明文の適正化

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
54	表3-1-2-1	275		<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ■ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>■ 流域雨量指数の予測値 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予測等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	文書追加
55	表3-1-2-1	275	<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要 ■ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>「災害切迫」（黒）は、命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>	<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要 ■ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>「災害切迫」（黒）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>	文言修正
56	表3-1-2-1	276	<p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要 ■ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</p> <p>・「災害切迫（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	<p>12 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 (1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要 ■ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 （削除）</p>	文言修正

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
57	表3-1-2-2	278	新潟海上保安部	(削除)	海上保安庁内の伝達先の見直しに伴い、新潟地方気象台からは「新潟海上保安部」には伝達しないこととなったため
58	表3-1-2-4	280	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 設備部工事課	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 新潟土木設備技術センター	組織体制変更
59	表3-1-4-3 表3-1-5-6	288		別添24のとおり	対応可能機種退役のため 天野川河川防災ステーション新規新設のため
60	表3-1-5-1	292	地域衛星電話及び地域衛星FAXの「 <u>1.3</u> 」	「 <u>T.N</u> 」に変更	時点修正
61	表3-1-5-2	293 ～ 296		別添25のとおり 「 <u>T.N</u> 」を追加 印刷タイトル行を追加	時点修正
62	表3-1-5-3	297		別添26のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
63	表3-1-5-4	298		別添27のとおり	別途定める緊急消防援助隊新潟市受援計画別紙7と整合性を持たせるため。 航空部隊は表3-1-4-3と重複するため削除
64	表3-1-5-5	299	表3-1-5-5 緊急消防援助隊各進出拠点担当署	(削除)	表3-1-5-4に統合させたため
65	表3-1-5-7	300		別添28のとおり	時点修正 緊急消防援助隊新潟市受援計画と整合性を持たせるため
66	表3-1-5-8	301	表3-1-5-8 水利状況	(削除)	当該表を掲載した当時は各区で消防水利の状況が異なっていたが、現在は統一されてきているため
67	表3-1-5-10	303		別添29のとおり	時点修正 緊急消防援助隊新潟市受援計画と整合性を持たせるため

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
68	表3-1-5-11	304		別添30のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止「西蒲中央病院」を追加のため
69	表3-1-18-1	312		別添31のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止集積・配送拠点候補施設のとおり
70	図3-1-19-1	317	2 大山台ホーム駐車場 5 旧湊小学校グラウンド 6 旧万代長嶺小学校グラウンド 10 水道局秋葉事業所	2 (仮称)あたごの社大山台駐車場 5 (福)新潟市中央福祉会ワークセンターミナと 6 ロイヤルパークスER万代 10 水道局秋葉庁舎	施設名称の変更
71	表3-1-19-2	319	2 大山台ホーム駐車場 5 旧湊小学校グラウンド 6 旧万代長嶺小学校グラウンド 10 水道局秋葉事業所	2 (仮称)あたごの社大山台駐車場 5 (福)新潟市中央福祉会ワークセンターミナと 6 ロイヤルパークスER万代 10 水道局秋葉庁舎	施設名称の変更
72	表3-1-19-2	319		別添32のとおり	時点修正
73	表3-1-21-1 ごみ処理施設	320	埋立処分地 福井埋立処分地 処理能力 “28.746m ³ ”	埋立処分地 福井埋立処分地 処理能力 “28.176m ³ ”	時点修正
74	表3-1-21-1 ごみ処理施設	320	埋立処分地 第4赤塚埋立処分地 処理能力 “406.761m ³ ”	埋立処分地 第4赤塚埋立処分地 処理能力 “396.526m ³ ”	時点修正
75	表3-1-21-1 ごみ処理施設	320	表欄外下 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」 “R4.3末”	表欄外下 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」 “R5.3末”	時点修正
76	表3-1-21-2 新潟市周辺市町村等のごみ処理施設	321	五泉地域衛生施設組合 処理能力 焼却150t/“16h”	五泉地域衛生施設組合 処理能力 焼却150t/“24h”	表記誤りのため
77	表3-1-21-3	322	船見処理場 処理能力 21.500m ³ /日	船見処理場 処理能力 39.000m ³ /日	下水道事業計画見直しによる修正
78	表3-1-21-3	322	白根中央浄化センター 処理能力 11.910m ³ /日	白根中央浄化センター 処理能力 5.020m ³ /日	下水道事業計画見直しによる修正
79	表3-1-24-2	325	燕・弥彦総合事務組合斎場 炉数 4基	燕・弥彦総合事務組合斎場 炉数 6基	時点修正
80	表3-3-2-1	336		別添33のとおり	雪崩危険箇所が一部解除されてるため

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
81	表6-1-1-1	340	新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-907 <u>2</u>	新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-907 <u>3</u>	時点修正
82	表6-1-2-1	351	(電話番号・平日昼間) 025-266- <u>7134</u>	(電話番号・平日昼間) 025-266- <u>7291</u>	時点修正
83	表6-1-3-1	352	東消防署 025-275-911 <u>2</u>	東消防署 025-275-911 <u>1</u>	時点修正
84	表6-1-7-1 関係機関の連絡窓口 (停電事故)	357	電話番号 平日昼間 <u>025-222-0653</u> 平日夜間・休日 <u>050-7787-1615</u>	電話番号 平日昼間 <u>0120-175-366</u> 平日夜間・休日 <u>0120-175-366</u>	時点修正